

証券コード 6724

平成20年5月29日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

セイコーエプソン株式会社

取締役社長 花 岡 清 二

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁のご案内に従って、平成20年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル アネックスタワー5階
プリンスホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第66期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 第66期役員賞与支給の件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社（株主名簿管理人）にご通知ください。
- (2) 書面により複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

5. その他の注意事項

- (1) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.epson.jp/IR/>）においてお知らせいたします。
- (2) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任するに限られます。なお、その際は代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。

以 上

-
- ◎当日は本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたします。併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、㈱ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

議決権行使についてのご案内

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月24日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権行使】

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、平成20年6月24日（火曜日）午後5時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関するのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。
行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスできません。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、同封の議決権行使書用紙右片に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

- ◎パソコン Windows機種
携帯電話、PDA、ゲーム機には対応しておりません。
- ◎ブラウザ Microsoft Internet Explorer5.5以上
- ◎インターネット環境 プロバイダーとの契約等インターネットが利用できる環境
- ◎画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

*Microsoft、Windowsは、Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙右片に記載された議決権行使コードおよびパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

- (1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00 土日祝日を除く。)
- (2) 上記(1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～17:00 土日祝日を除く。)

添付書類

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における経済環境を顧みますと、前半は世界の景気は回復基調で推移しましたが、後半には一部に減速の動きがみられました。米国ではサブプライムローン問題を背景とする影響により、景気回復が弱い動きとなり、また欧州でも回復が緩やかになりました。一方、アジアでは中国をはじめとして景気拡大が続きました。また、日本においては、輸出が増加基調にありましたが、個人消費が横ばいで推移している影響などにより、生産活動や設備投資の伸びが鈍化傾向となり、景気回復も緩やかなものになりました。

エプソングループ（以下「エプソン」といいます。）の主要市場におきましては、インクジェットプリンタ市場は、シングルファンクションプリンタからマルチファンクションプリンタへの需要シフトが継続するなか、日本と米国では前年割れの水準でしたが、欧州とアジアにおいて増加した結果、全体では前年並みで推移しました。ドットマトリクスプリンタ市場は、アジアでは拡大しましたが、全体では縮小傾向にあります。POSシステム関連の市場は、中小小売店舗向けPOS用レシートプリンタの需要が堅調に推移しました。

プロジェクター市場は、ビジネス向けが主に教育用途としての需要増加により拡大しました。一方、ホームシアター向けは、大画面薄型TVの低価格化により、伸びが鈍化しました。

中・小型液晶ディスプレイの主要な用途である携帯電話端末市場は、低価格帯を中心とした新規および買換え需要に加え、欧米を中心とした第3世代携帯電話端末の需要が堅調に推移しました。また、デジタルカメラ市場は高機能化や一眼レフ新製品などに牽引されて拡大しました。その他、ポータブルメディアプレーヤー（PMP）や車載用途のポータブルナビゲーションの需要も増加しました。

なお、情報関連機器事業セグメントと電子デバイス事業セグメントにおける商品については、全般的に競争激化による価格低下や低価格帯への需要シフトが継続的に起きています。

精密機器市場では、眼鏡レンズは価格低下の傾向にあります。また、半導体製造装置の需要は堅調に推移しました。

エプソンは、平成18年3月に中期経営計画・創造と挑戦1000を策定し、業績の回復と再成長に向けた各施策を強力に推進しています。

中期経営計画2年次となる当連結会計年度は、インクジェットプリンタについては前年度に引き続き収益性を重視しつつ、販売数量の拡大に取り組みました。また将来の収益の柱へと育てるべく、マイクロピエゾテクノロジーの強みを活かせるビジネス・産業分野への取組みの強化も進めました。

一方、中・小型液晶ディスプレイ事業については、前連結会計年度において、中期経営計画で想定した事業環境などが大きく変化したことにより採算が大幅に悪化したため、戦略の見直しなどの構造改革を実施し、事業構造再編費用を計上した結果、固定費が減少しました。また、拡大しつつある携帯電話向け以外の需要を取り込み、携帯電話向け端末需要への依存度を引き下げることによって、事業構造の転換を図っています。

当連結会計年度の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ114.28円および161.53円と前期に比べ、米ドルでは2%の円高、ユーロでは8%の円安で推移しました。

以上の環境のもと、当連結会計年度の売上高は1兆3,478億41百万円（前期比4.8%減）、営業利益は575億77百万円（同14.4%増）、経常利益は632億63百万円（同28.9%増）、当期純利益は190億93百万円（前期は70億94百万円の当期純損失）となりました。

(2) 事業セグメント別の概況

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

情報関連機器事業

プリンタ事業におきましては、インクジェットプリンタ（消耗品を含む。以下各種プリンタにおいて同じ。）はマルチファンクションプリンタの数量増加や円安効果がありましたが、低価格機種増加による影響を受けました。POSシステム関連製品は全体として円安効果があった一方、ターミナルモジュールにおいて、カラークーポンプリンタの需要が減少したことと、単機能レシートプリンタの増加により平均単価が低下した影響がありました。また、ドットマトリクスプリンタは欧州市場の縮小や中国で卸売業者の在庫調整があったことなどにより数量減少となりました。ページプリンタは低価格機から高付加価値機への集中を進めたこととともない数量減少となりました。これらの結果、プリンタ事業全体では若干の減収となりました。

なお、当連結会計年度より従来のレーザープリンタをページプリンタに商品名称の変更を行っております。

映像機器事業におきましては、ビジネス向けの液晶プロジェクターが、低価格化の影響を受けた一方で、教育用途を中心とする需要が増加したことや、ホームシアター向けにフルハイビジョン対応機種や低価格のDVD一体型機種を投入した効果がありました。これらの結果、映像機器事業全体では増収となりました。

情報関連機器事業セグメントの営業利益につきましては、円安効果や液晶プロジェクターの増収効果などがあったものの、インクジェットプリンタの低価格化により減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の情報関連機器事業セグメントの売上高は9,029億70百万円（前期比1.5%減）、営業利益は832億74百万円（同1.1%減）となりました。

電子デバイス事業

ディスプレイ事業におきましては、携帯電話端末、PDAフォン、PMPおよびデジタルカメラなどの需要増加にともないアモルファスシリコンTFT液晶ディスプレイと低温ポリシリコンTFT液晶ディスプレイの数量が増加しましたが、その効果は価格低下により一部相殺されました。一方で、カラーSTN液晶ディスプレイおよび事業終結を予定しているMD-TFD液晶ディスプレイは数量の減少に加えて価格も低下しました。これらの結果、ディスプレイ事業全体としては大幅な減収となりました。

水晶デバイス事業におきましては、価格低下があったものの、携帯電話端末やデジタルカメラ向けなどの需要増加にともなう数量増加により、水晶デバイス事業全体としては若干の増収となりました。

半導体事業におきましては、携帯電話端末以外向けに複合商品の数量が増加したものの、携帯電話端末用LCDドライバの数量減少と、全般的な価格低下がありました。これらの結果、半導体事業全体では減収となりました。

電子デバイス事業セグメントの営業利益につきましては、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネルや水晶デバイスの価格低下や、MD-TFD液晶ディスプレイの減収による影響があったものの、アモルファスシリコンTFT液晶ディスプレイにおける固定費減少効果により、損失額は前連結会計年度よりも縮小しました。

以上の結果、当連結会計年度の電子デバイス事業セグメントの売上高は3,951億97百万円（前期比11.1%減）、営業損失は171億67百万円（前期は260億54百万円の営業損失）となりました。

精密機器事業

精密機器事業セグメントにおきましては、ウオッチの販売において平均価格帯が上昇した効果があったものの、工業用インクジェット装置の販売数量が減少したことや、プラスチック眼鏡レンズの価格低下などにより、精密機器事業セグメント全体では減収となりました。

精密機器事業セグメントの営業利益につきましては、プラスチック眼鏡レンズの価格低下やウォッチのモデルミックスが悪化したことにより減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の精密機器事業セグメントの売上高は839億27百万円（前期比4.4%減）、営業利益は27億33百万円（同23.6%減）となりました。

2. 設備投資および資金調達状況

当連結会計年度において、エプソンは新商品や増産対応のほか、将来事業の育成と今後の成長に向けた設備投資を実施いたしました。また、キャッシュ・フロー改善のために、投資の厳選と既存設備の効率活用を徹底して進めました。その結果、当連結会計年度における設備投資総額（有形固定資産、無形固定資産のうちソフトウェアおよび借地権）は639億55百万円となりました。

なお、生産能力に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

また、当期において、当社は資金調達手段の多様化を図るため、総額200億円の無担保社債を発行いたしました。

3. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、エプソントヨコム株式会社の転換社債型新株予約権付社債および甲種種類株式の権利行使により、同社普通株式26,352,941株を取得いたしました。これにより、当社の出資比率は65.5%から66.7%に増加いたしました。

4. 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継

当社は、子会社であるセイコーエプソンコンタクトレンズ株式会社を吸収合併いたしました。これによる重要な権利義務の承継はありません。

5. 対処すべき課題

エプソンは、イメージングソリューションを提供するリーディングカンパニーとしての事業基盤を十二分に活かし、将来にわたって着実に成長していくための指針として、平成15年に中長期基本構想（SE07）を策定いたしました。この中長期基本構想では、「画像と映像の融合領域を目指して」をスローガンに掲げ、i1（imaging on paper：プリンタ）、i2（imaging on screen：プロジェクター）、i3（imaging on glass：ディスプレイ）というエプソンの強みが活かせる事業ドメイン（3i）に経営資源を集中し、完成品事業と電子デバイス事業が連携を図りつつ各事業領域を拡大すると同時に、これらの3つの「i」分野が連携・融合しながら新しい市場や事業を創出していくことを目指しています。

一方で、エプソンを取り巻く事業環境につきましては、デジタル化の進展による参入障壁の低下がもたらした競争激化や、商品・技術の成熟化により差別化がますます困難になるなかで、熾烈な価格競争あるいは商品の短サイクル化などが進行し非常に厳しい状況にあります。

こうしたなか、エプソンは、平成18年3月に中期経営計画・創造と挑戦1000を策定し、各事業の収益性改善に向けた諸施策を実施してまいりました。

これにより、エプソンの支柱事業であるインクジェットプリンタ事業につきましては、短期的な収益と中期的な成長のバランスを図りつつ、プリンタ本体の販売数量の拡大に取り組んでいます。さらに今後は、エプソンの中核技術であるマイクロピエゾテクノロジーの強みを活かして、ビジネス領域や商業・産業領域における取組みを強化し、将来の収益の柱に育ててまいります。また、近年、印刷ビジネスにおいてもアナログ方式からデジタル方式への移行が進みつつあります。少量多品種印刷における生産性やコストパフォーマンスの実現といったお客様のご要望に対して、マイクロピエゾによるインクジェット技術は最適のソリューションを提供できると考えており、昨秋発表したラベル印刷機をはじめとして、パーソナルユースのみならず、いわゆる商業・産業分野におけるインクジェット印刷ソリューションの提供にも注力していく方針です。

中・小型液晶ディスプレイ事業につきましては、中期経営計画で想定した事業環境などが大きく変化し収益回復に遅れが生じたことを受け、商品ポートフォリオの見直しによりアモルファスシリコンTFT液晶ディスプレイと低温ポリシリコンTFT液晶ディスプレイに経営資源を集中するほか、固定費および変動費の削減にも取り組みました。これらに加えて、生産拠点の再編による国内・海外生産拠点の大幅スリム化や要員の成長分野への再配置も進めており、今後、より一層の業績改善を図っていく方針です。また、エプソンの特長ある差別化技術により商品力の強化に引き続き取り組んでまいります。

そして、当社の企業価値の源泉である「ものづくり」の企業文化を維持しつつ、技術開発力をさらに高めていくことを目指します。これらを推進するため、通常の設定投資に加え、必要な事業投資も積極的に行い、中長期的な成長戦略を進めていく方針です。

6. 財産および損益の状況

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度 (当連結会計年度)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	1,479,749	1,549,568	1,416,031	1,347,841
経常利益	85,340	27,986	49,092	63,263
当期純利益(△損失)	55,688	△17,916	△7,094	19,093
1株当たり当期純利益(△損失)	283円60銭	△91円24銭	△36円13銭	97円24銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	1,298,211	1,325,799	1,285,065	1,139,165
純資産	472,870	474,519	494,335	471,446
1株当たり純資産額	2,408円13銭	2,416円54銭	2,395円14銭	2,277円45銭

7. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エプソン販売株式会社	百万円 4,000	% 100.0	情報関連機器の販売
エプソンイメージングデバイス株式会社	百万円 35,000	100.0	電子デバイスの製造 および販売
エプソントヨコム株式会社	百万円 12,266	66.7	電子デバイスの製造 および販売
U. S. Epson, Inc.	千米ドル 111,941	100.0	米州地域統括会社
Epson America, Inc.	千米ドル 40,000	100.0 (100.0)	情報関連機器の販売 精密機器の販売
Epson Europe B.V.	千ユーロ 95,000	100.0	欧州地域統括会社
Epson (China) Co., Ltd.	百万中国元 1,044	100.0	中国地域統括会社
Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	千米ドル 81,602	100.0	情報関連機器の製造 精密機器の製造
Epson Imaging Devices (H. K.) Ltd.	千米ドル 24,000	100.0 (100.0)	電子デバイスの製造
P. T. Indonesia Epson Industry	千米ドル 23,000	100.0	情報関連機器の製造

注. 出資比率の（ ）内は、間接所有割合を内書しております。

8. 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

エプソンは、情報関連機器、電子デバイス、精密機器などの開発、製造、販売を主な事業としております。

エプソンの事業は、開発活動については先行研究開発や商品開発を主に当社で行い、生産活動および販売活動については事業部制のマネジメントのもと、当社および当社と一体となった国内外の製造・販売関係会社によって事業展開を行っております。

エプソンの事業の種類別セグメント毎の主要商品は次のとおりです。

事業区分	主要商品等
情報関連機器事業	インクジェットプリンタ、ページプリンタ、ドットマトリクスプリンタ、大判インクジェットプリンタおよびそれらの消耗品、カラーイメージスキャナ、ミニプリンタ、POSシステム関連製品、液晶プロジェクター、液晶モニター、ラベルライター、PC 等
電子デバイス事業	中・小型液晶ディスプレイ、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネル、水晶振動子、水晶発振器、オプトデバイス、CMOS LSI 等
精密機器事業	ウオッチ、ウオッチムーブメント、プラスチック眼鏡レンズ、水平多関節型ロボット、ICハンドラ、工業用インクジェット装置 等
その他の事業	グループ内サービス業、胎内育成事業 等

9. 主要な営業所および工場（平成20年3月31日現在）

(1) 国内

当社	本社	長野県諏訪市
	本店	東京都新宿区
	広丘事業所 (プリンタ生産、研究開発)	長野県塩尻市
	松本南事業所 (ミニプリンタ等生産)	長野県松本市
	島内事業所 (液晶プロジェクター部品生産)	長野県松本市
	諏訪南事業所 (液晶パネルおよびFA機器生産)	長野県諏訪郡富士見町
	千歳事業所 (液晶パネル生産)	北海道千歳市
	富士見事業所 (半導体生産、研究開発)	長野県諏訪郡富士見町
	酒田事業所 (半導体生産)	山形県酒田市
	日野事業所 (電子デバイス販売)	東京都日野市
	塩尻事業所 (ウォッチ生産)	長野県塩尻市
	松島事業所 (プラスチック眼鏡レンズ生産)	長野県上伊那郡箕輪町
	エプソン販売株式会社	本社
エプソンイメージング デバイス株式会社	本社	長野県安曇野市
	鳥取事業所 (液晶ディスプレイ生産)	鳥取県鳥取市
エプソントヨコム株式 会社	本社	東京都日野市
	伊那事業所 (水晶デバイス生産)	長野県上伊那郡箕輪町

(2) 海外

Epson Precision (Hong Kong) Ltd. (プリンタ、ミニプリンタ、映像機器およびウオッチ生産)	中国 香港
Epson Imaging Devices (H.K.) Ltd. (液晶ディスプレイ生産)	中国 香港
P. T. Indonesia Epson Industry (プリンタ生産)	インドネシア プカシ

10. 使用人の状況 (平成20年3月31日現在)

事業区分	使用人数 (名)
情報関連機器事業	47,862 (4,239)
電子デバイス事業	29,609 (△2,942)
精密機器事業	6,576 (△60)
その他の事業	2,417 (△38)
全社 (共通)	2,461 (100)
合計	88,925 (1,299)

注1. 使用人数の () 内は、前期末からの増減を示しております。

注2. 使用人数は、就業人員数であります。

注3. 全社 (共通) として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

11. 主要な借入先 (平成20年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	106,251
株式会社三菱東京UFJ銀行	39,455
株式会社八十二銀行	18,137

注. 借入額には、各行の海外現地法人等からの借入を一部含んでおります。

12. 現況に関するその他の重要な事実

当社は、平成20年4月21日の取締役会において、ノーリツ鋼機株式会社とドライミラボおよび産業用印刷機器の分野における包括的業務提携を目的とした業務提携契約書の締結について決議し、同日付で締結いたしました。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 607,458,368株
2. 発行済株式の総数 196,364,592株（自己株式2,251株を含む）
3. 株主数 32,016名
4. 大株主

株主名	持株数（株）	出資比率（％）
青山企業株式会社	20,318,934	10.34
三光起業株式会社	14,288,550	7.27
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	14,068,007	7.16
服部 靖夫	7,247,206	3.69
服部 禮次郎	7,060,700	3.59
第一生命保険相互会社	6,240,000	3.17
セイコーホールディングス株式会社	6,145,100	3.12
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	6,081,500	3.09
服部 勲	5,599,968	2.85
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	5,233,200	2.66

注1. 発行済株式総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主1名を含め、上位10名の株主を記載しております。なお、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

注2. ドッチ・アンド・コックス (Dodge & Cox) から平成18年4月14日付で大量保有報告書の提出があり、同年3月31日現在で12,427,200株(出資比率6.33%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

注3. バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社およびその共同保有者から平成20年4月7日付で大量保有報告書の提出があり、同年3月31日現在で計10,141,718株(出資比率5.16%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
草 間 三 郎	取締役会長	学校法人エスイー学園 理事長 財団法人エブソン国際奨学財団 理事長
服 部 靖 夫	取締役副会長	青山企業株式会社 代表取締役 サン企画株式会社 代表取締役
花 岡 清 二	取締役社長（代表取締役）	
丹 羽 憲 夫	取締役副社長（代表取締役）	
両 角 正 幸	専務取締役	
大 月 康 正	常務取締役	
久保田 健 二	常務取締役（経営管理本部長）	
小 松 宏	常務取締役	
碓 井 稔	常務取締役（研究開発本部長 兼生産技術開発本部長）	
木 代 俊 彦	常勤監査役	
真 道 昌 良	常勤監査役	
山 本 惠 朗	監査役	
秋 山 富 一	監査役	
石 川 達 紘	監査役	

注1. 監査役山本恵朗氏、秋山富一氏および石川達紘氏は、社外監査役であります。

注2. 監査役秋山富一氏は住友商事株式会社名誉顧問、監査役石川達紘氏は弁護士を兼職しております。

注3. 真道昌良氏は、平成19年6月26日の定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。

注4. 業務執行役員の氏名、地位および担当は、次のとおりです。

氏名	地位および担当
矢 島 虎 雄	業務執行役員常務（東北エプソン株式会社取締役社長）
J o h n L a n g	業務執行役員常務（Epson America, Inc. 社長）
平 野 精 一	業務執行役員常務（エプソン販売株式会社取締役社長）
上 柳 雅 誉	業務執行役員常務（知的財産本部長）
小 口 徹	業務執行役員常務（情報機器事業本部長）
内 田 健 治	業務執行役員（機器ソフトウェア統括センター長）
濱 典 幸	業務執行役員 （情報機器事業本部 副事業本部長兼機器事業管理統括センター長）
有 賀 修 二	業務執行役員 （エプソンイメージングデバイス株式会社取締役社長）
牛 島 升	業務執行役員（Epson (China) Co., Ltd. 総経理）
丸 山 三 明	業務執行役員 （Epson (China) Co., Ltd. 副董事長、Epson Precision (H.K.) Ltd. 社長）
伊 藤 一 紀	業務執行役員（エプソントヨコム株式会社常務取締役）
宮 澤 要	業務執行役員（エプソントヨコム株式会社取締役社長）
森 昭 雄	業務執行役員（ウオッチ事業部長）
酒 井 明 彦	業務執行役員（経営戦略室長）
小 池 清 文	業務執行役員（ビジネス機器事業部長）

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役	9	629
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	142 (73)
合計	14	771

注1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

注2. 平成13年6月26日の定時株主総会の決議により、取締役の報酬月額は700万円以内、監査役の報酬月額は1200万円以内とされております。

注3. 上記支給額には、平成20年6月25日の定時株主総会に付議予定の役員賞与支給議案が承認された場合の取締役賞与1250万円および監査役賞与290万円（うち社外監査役分140万円）が含まれております。

注4. 平成18年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づく慰労金の支給状況は、次のとおりです。

(1) 平成19年6月26日の定時株主総会終結の時をもって退任した役員に対する支給額

退任取締役 1名 540万円

退任監査役 1名 160万円

(2) 平成20年6月25日の定時株主総会終結の時をもって退任予定の役員に対する支給額

退任取締役 3名 5030万円

退任監査役 2名 180万円（うち社外監査役1名 70万円）

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役について

該当事項はありません。

(2) 監査役について

① 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役山本恵朗氏は、株式会社クレディセゾンおよび大成建設株式会社の社外取締役を兼任しております。

監査役石川達紘氏は、日本興亜損害保険株式会社、特種東海ホールディングス株式会社および林兼産業株式会社の社外取締役ならびに東鉄工業株式会社の社外監査役を兼任しております。

② 当事業年度における主な活動状況

各社外監査役は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会において積極的に発言しております。その発言内容は、議案の説明に対する質問、審議のプロセスの確認などに加えて、自身の経験に照らして新たな視点を提供する趣旨の発言などであります。なお、各監査役の取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりです。

氏名	取締役会（16回開催）	監査役会（13回開催）
山 本 恵 朗	11回	12回
秋 山 富 一	12回	13回
石 川 達 紘	11回	12回

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本監査法人

注. 当社の一時会計監査人でありました監査法人不二会計事務所およびみずぐ監査法人が任期満了となったことにもない、平成19年6月26日の定時株主総会の決議により、新日本監査法人を同日付で会計監査人として選任しております。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき会計監査人の報酬等の額

新日本監査法人 87百万円

みずぐ監査法人 1百万円

注. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(2) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

新日本監査法人 231百万円

みずぐ監査法人 9百万円

注1. 公認会計士法第2条第1項の業務および第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の合計額を記載しております。

注2. 当社の重要な子会社のうち、エプソントヨコム株式会社および海外子会社7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制のアドバイザー契約を締結し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

VI 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 業務執行体制

(1) 当社では、職務権限規程および業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築しております。特に関係会社管理規程においては、親会社の事前承認または報告を義務付けるとともに、一定基準を満たすものについては、親会社の取締役会付議事項とすることで、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制としております。

(2) 執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うものとしております。

- ① 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
- ② リスク管理の対応状況
- ③ 重要な業務執行の状況

2. 職務の執行に関する情報の保存および管理

当社では、職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行っており、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧しております。

3. 遵法経営

- (1) 当社では、遵法経営の基本事項を定める遵法経営基本規程を制定し、組織体制等を定めております。また、「信頼経営」実践の拠り所として、「企業行動原則」およびこれに基づく「社員行動規範」を定めております。
- (2) 遵法経営の総括責任者を社長とし、各事業・職能組織の長がそれぞれ所管する連結事業または業務分野における遵法経営を総括する体制としております。
- (3) 遵法経営を推進する仕組みとして、社内相談・通報窓口「遵法ホットライン」、その他の各種相談窓口を設置するとともに、社員向けWeb研修等の各種社内教育を実施しております。
- (4) 社長の下に遵法経営に関する事項を審議する会議体を設置しております。
なお、同会議体には常勤監査役も出席しており、遵法活動の内容について監査役も確認できる体制となっております。
- (5) 社長は、定期的に取り締役に遵法経営に関する事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講じます。

4. リスクマネジメント

- (1) 当社では、リスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定めております。
- (2) リスク管理の総括責任者を社長とし、各事業・職能組織の長がそれぞれ所管する連結事業または業務分野におけるリスク管理を総括する体制としております。
- (3) 社長の下にリスク管理に関する事項を審議する会議体を設置しております。
この会議体において当社グループの主要リスクの抽出・評価について定期的に審議し、適切な制御活動を実施してまいります。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制としております。
- (4) 社長は、定期的に取り締役にリスク管理に関する事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講じます。

5. 監査体制

- (1) 当社では、監査役は監査役監査規程に基づき、職務の遂行上必要と判断したときは、取締役および使用人からヒアリング等を実施することができます。
- (2) 監査役が経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席できることとしており、取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる環境となっております。また、監査役に対し重要決裁書類を定期的に回付することとしております。
- (3) 監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置しており、当該使用人の人事異動・人事評価等は、監査役会の意見を尊重することとしております。
- (4) 監査役と内部監査部門および会計監査人との協議を定期的に行うことで、監査の実効性を高めるよう努めております。
- (5) 監査役と代表取締役の定期的な会合を持つことで、監査役自らが業務執行の状況を直接把握できる体制となっております。

VII 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年4月30日の取締役会において、次のとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めました。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成18年3月に中期経営計画・創造と挑戦1000を策定し、各事業の収益性改善に向けた諸施策を実施してまいりました。

まず、エプソンの主柱事業であるインクジェットプリンタ事業につきましては、短期的な収益と中期的な成長のバランスを図りつつ、プリンタ本体の販売数量の拡大に取り組んでいます。さらに今後は、エプソンの中核技術であるマイクロピエゾテクノロジーの強みを活かして、ビジネス領域や商業・産業領域における取組みを強化し、将来の収益の柱に育ててまいります。

中・小型液晶ディスプレイ事業につきましては、商品ポートフォリオの見直しを行い経営資源を集中するほか、固定費および変動費の削減にも取り組み、さらに、生産拠点の再編による国内・海外生産拠点の大幅スリム化や要員の成長分野への再配置も進めており、今後、より一層の業績改善を図っていく方針です。また、エプソンの特長ある差別化技術により商品力の強化に引き続き取り組んでまいります。ディスプレイはマンマシンインターフェイスにおいて不可欠の機能を担う電子部品です。エプソンは、永年の事業活動を通じ蓄積した知的財産の活用や有機ELディスプレイなど新技術の研究を通じ、新たな価値をお客様にご提供すべく注力してまいります。

そして、当社の企業価値の源泉である「ものづくり」の企業文化を維持しつつ、技術開発力をさらに高めていくため、通常の設定投資に加え、必要な事業投資も積極的に行い、中長期的な成長戦略を進めていく方針です。さらに、当社は、海外における多数の生産・開発拠点、営業・サービス拠点によるネットワークを活かし、最適なグループ展開を図ってまいります。

コーポレートガバナンスについては、当社は、中期経営計画・創造と挑戦1000を実行するにあたり、経営の枠組みを見直し、取締役定員の削減、取締役任期の2年から1年への短縮、業務執行役員制度の導入、取締役・監査役の退職慰労金制度の廃止、および株価連動型報酬制度の導入等といった制度改革を行いました。今後も、継続的により良いガバナンスの在り方を検討してまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年4月30日の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成20年6月25日の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様の承認が得られることを条件にその効力を発生させる予定です。

本プランの内容については、本定時株主総会の株主総会参考書類第5号議案をご参照ください。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2. (1) に記載した取組みやコーポレートガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されるものであり、上記1. に記載した基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得たうえで導入されるものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができること、有効期間が約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債の部及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	737,245	流 動 負 債	385,123
現金及び預金	171,970	支払手形及び買掛金	100,453
受取手形及び売掛金	187,775	短期借入金	25,283
有価証券	137,079	一年以内に返済予定の長期借入金	73,047
たな卸資産	161,357	未払金	82,436
繰延税金資産	29,239	未払法人税等	10,086
その他	52,854	繰延税金負債	289
貸倒引当金	△3,032	賞与引当金	20,285
固 定 資 産	401,919	役員賞与引当金	154
(有形固定資産)	(343,261)	製品保証引当金	11,240
建物及び構築物	435,868	訴訟関連費用引当金	300
機械装置及び運搬具	536,915	その他	61,545
工具、器具及び備品	196,487	固 定 負 債	282,595
土地	61,434	社債	100,000
建設仮勘定	5,541	長期借入金	143,871
その他	208	繰延税金負債	7,488
減価償却累計額	△893,193	退職給付引当金	14,532
(無形固定資産)	(20,660)	リサイクル費用引当金	948
(投資その他の資産)	(37,997)	製品保証引当金	830
投資有価証券	20,419	訴訟関連費用引当金	2,955
長期貸付金	63	負ののれん	2,877
繰延税金資産	5,132	その他	9,091
その他	12,560	負 債 合 計	667,718
貸倒引当金	△178	株 主 資 本	459,417
資 産 合 計	1,139,165	資本金	53,204
		資本剰余金	79,500
		利益剰余金	326,719
		自己株式	△7
		評価・換算差額等	△12,211
		その他有価証券評価差額金	3,859
		繰延ヘッジ損益	156
		為替換算調整勘定	△16,227
		少数株主持分	24,240
		純 資 産 合 計	471,446
		負 債 純 資 産 合 計	1,139,165

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		1,347,841
売 上 原 価		979,391
売 上 総 利 益		368,449
販売費及び一般管理費		310,871
営 業 利 益		57,577
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,498	
受 取 配 当 金	4,338	
受 取 賃 貸 料	1,229	
そ の 他	4,902	16,968
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,406	
為 替 差 損	2,667	
そ の 他	2,208	11,282
経 常 利 益		63,263
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	2,006	
訴訟関連費用引当金戻入益	2,392	
そ の 他	1,661	6,061
特 別 損 失		
固定資産除却損	1,972	
減 損 損 失	10,783	
そ の 他	4,523	17,279
税金等調整前当期純利益		52,045
法人税、住民税及び事業税	14,341	
法 人 税 等 調 整 額	15,881	30,223
少 数 株 主 利 益		2,728
当 期 純 利 益		19,093

注．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	53,204	79,500	313,945	△5	446,645
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△6,283	—	△6,283
当期純利益	—	—	19,093	—	19,093
在外子会社の会計処理の統一に伴う減少高	—	—	△36	—	△36
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	12,773	△1	12,771
平成20年3月31日残高	53,204	79,500	326,719	△7	459,417

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	9,820	△35	13,886	23,672	24,018	494,335
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△6,283
当期純利益	—	—	—	—	—	19,093
在外子会社の会計処理の統一に伴う減少高	—	—	—	—	—	△36
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△5,961	192	△30,114	△35,883	222	△35,661
連結会計年度中の変動額合計	△5,961	192	△30,114	△35,883	222	△22,889
平成20年3月31日残高	3,859	156	△16,227	△12,211	24,240	471,446

注．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の数 100社

主要な連結子会社は次のとおりであります。

エプソン販売(株)	エプソンダイレクト(株)
東北エプソン(株)	エプソンイメージングデバイス(株)
エプソントヨコム(株)	オリエント時計(株)
U. S. Epson, Inc.	Epson America, Inc.
Epson Electronics America, Inc.	Epson Portland Inc.
Epson El Paso, Inc.	Epson Europe B. V.
Epson (U. K.) Ltd.	Epson Deutschland GmbH
Epson Europe Electronics GmbH	Epson France S. A.
Epson Italia s. p. a.	Epson Iberica, S. A.
Epson Telford Ltd.	Epson (China) Co., Ltd.
Epson Korea Co., Ltd.	Epson (Shanghai) Information Equipment Co., Ltd.
Epson Hong Kong Ltd.	Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.
Epson Singapore Pte. Ltd.	Epson Australia Pty. Ltd.
Suzhou Epson Co., Ltd.	Tianjin Epson Co., Ltd.
Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	Epson Imaging Devices (H. K.) Ltd.
Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	P. T. Indonesia Epson Industry
Epson Precision (Philippines), Inc.	Epson Imaging Devices (Phils.) Inc.
Epson Toyocom Malaysia Sdn. Bhd.	

(連結子会社の変動理由)

(増加2社)

- ・連結子会社の会社分割によるもの1社
Epson Toyocom Suzhou Co., Ltd.
- ・新規設立によるもの1社
Epson Guatemala S. A.

(減少7社)

- ・清算によるもの4社
東通水晶(株) Epson Electronic Devices GmbH
Toyocom Hong Kong Limited Toyocom Asia Pte. Ltd.
- ・株式の売却によるもの2社
Infrasys (HK) Ltd. Infrasys Singapore Pte. Ltd.
- ・合併によるもの1社
セイコーエプソンコンタクトレンズ(株)
(平成20年3月当社と合併)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は次のとおりであります。

Orient Watch (Beijing) Co., Ltd.

(非連結子会社について連結の範囲から除外した理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用している非連結子会社は次のとおりであります。

Orient Watch (Beijing) Co., Ltd.ほか1社

(持分法適用非連結子会社の変動理由)

(増加1社)

- ・新規設立によるもの1社
Orient Watch (Beijing) Co., Ltd.

(減少1社)

- ・清算によるもの1社
(有)犀川エステート

(2) 持分法を適用している関連会社は次の4社であります。

エプソンアヴァシス(株)	Time Module (Hong Kong) Ltd.
epService Co., Ltd.	Shanghai Epson Magnetics Co., Ltd.

(持分法適用関連会社の変動理由)

(減少3社)

・株式の売却によるもの2社

(株)テクネッツ	ナノパワーソリューション(株)
----------	-----------------

・清算によるもの1社

(株)シティチャンネル

(3) 次の関連会社については、下記の理由により持分法を適用しておりません。

関連会社

林精器製造(株)ほか1社

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

一部の在外連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

…償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

…当連結会計年度末日の市場価格等による時価法(評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

…主として移動平均法による原価法

- ② デリバティブ取引
時価法
- ③ たな卸資産
主として総平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社および国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～50年
機械装置及び運搬具	2～11年

(会計方針の変更)

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正にともない、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,557百万円減少しております。

(追加情報)

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正にともない、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,409百万円減少しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	3～5年
--------	------

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れにそなえ、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給にそなえ、主として支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社では、役員賞与の支給にそなえ、支給見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該発生見積額を計上しております。

⑤ 訴訟関連費用引当金

訴訟関連費用の支出にそなえ、損害賠償金・訴訟費用等について、当連結会計年度末において必要と認めた合理的な発生見積額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

当社および一部の国内連結子会社では、従業員の退職給付にそなえ、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、上記以外の国内連結子会社では、従業員の退職給付にそなえ、自己都合による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時より損益処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理することとしております。

⑦ リサイクル費用引当金

販売した家庭系パーソナルコンピュータの将来の回収および再資源化にともなう支出にそなえ、当該発生見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、当連結会計年度末日の為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定ならびに少数株主持分に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

当社および国内連結子会社におけるリース取引の処理方法は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部における繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引および通貨オプション取引

…入出金外貨額

金利スワップ取引

…借入金の変動金利および固定金利

③ ヘッジ方針

通貨関連については、ネットティング等の利用によりヘッジ対象外貨額を最小にした上で、主として外貨建売上に関わる為替の市場変動リスクを抑えるために、金利関連については、金利の市場変動リスクを抑えるために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(8) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(9) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項
のれんおよび負ののれんの償却については、5年間で均等償却しております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号 平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結計算書類から適用可能になったことにとまない、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

内国法人の発行する譲渡性預金については、前連結会計年度において「現金及び預金」に含めて表示しておりましたが、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日)の改正に伴い、当連結会計年度より「有価証券」に含めて表示しております。当連結会計年度の「有価証券」に含まれる内国法人の発行する譲渡性預金は127,072百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

保証債務

正規従業員の住宅金融・住宅財形融資制度による銀行からの借入金に対して保証を行っております。

正規従業員

2,038百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
 普通株式 196,364,592株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,141百万円	16円	平成19年 3月31日	平成19年 6月27日
平成19年10月31日 取締役会	普通株式	3,141百万円	16円	平成19年 9月30日	平成19年 12月5日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 次のとおり、付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,141百万円	利益剰余金	16円	平成20年 3月31日	平成20年 6月26日

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,277円45銭
2. 1株当たり当期純利益 97円24銭

その他の注記

減損損失

当連結会計年度において当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
北海道千歳市ほか	液晶パネル生産設備ほか	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品 土地ほか

当社グループは、原則として、事業用資産については、資産に対応して継続的に収支の把握を実施している管理会計上の事業区分、売却予定資産および遊休資産については、個別物件ごとにグルーピングを行っております。その結果、市況の変化による製品価格の低下による収益性の著しい低下や将来における利用計画の見直しにともない使用価値が著しく低下した事業用資産、整理・統合が予定されている生産設備および遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（10,783百万円）を特別損失に計上し、減損損失として表示しております。その主な内訳は、建物及び構築物5,023百万円、機械装置及び運搬具4,144百万円、工具、器具及び備品823百万円、土地591百万円ほかであります。

なお、回収可能価額は、合理的な見積もりに基づき算定した正味売却価額により測定しております。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債の部及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	383,194	流 動 負 債	264,265
現金及び預金	14,472	支払手形	1,016
受取手形	166	買掛金	85,674
売掛金	112,926	短期借入金	25,260
有価証券	127,072	一年以内に返済予定の長期借入金	53,540
製成品	7,734	未払金	49,894
原材料	13,568	未払費用	5,566
仕掛品	19,964	未払法人税等	686
貯蔵品	4,832	預り金	28,250
繰延税金資産	13,210	賞与引当金	10,882
短期貸付金	31,380	役員賞与引当金	154
未収入金	24,890	製品保証引当金	2,114
信託受益権	5,029	訴訟関連費用引当金	300
その他	7,959	そのその他	925
貸倒引当金	△13	固 定 負 債	253,738
固 定 資 産	412,611	社債	100,000
(有形固定資産)	(213,531)	長期借入金	142,800
建物	98,310	退職給付引当金	3,631
構築物	4,843	製品保証引当金	830
機械及び装置	48,398	訴訟関連費用引当金	2,955
車両運搬具	34	そのその他	3,522
工具、器具及び備品	13,907	負 債 合 計	518,004
土地	47,282	株 主 資 本	274,252
建設仮勘定	511	資本金	53,204
その他	243	資本剰余金	79,500
(無形固定資産)	(15,368)	資本準備金	79,500
ソフトウェア	8,982	利益剰余金	141,554
その他	6,386	利益準備金	3,132
(投資その他の資産)	(183,711)	その他利益剰余金	138,422
投資有価証券	15,239	特別償却準備金	1,984
関係会社株式	154,694	別途積立金	141,570
長期前払費用	1,060	繰越利益剰余金	△5,132
繰延税金資産	10,303	自 己 株 式	△7
その他	2,432	評価・換算差額等	3,549
貸倒引当金	△19	その他有価証券評価差額金	3,326
資 産 合 計	795,806	繰延ヘッジ損益	222
		純 資 産 合 計	277,801
		負 債 純 資 産 合 計	795,806

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		802,327
売 上 原 価		697,739
売 上 総 利 益		104,588
販売費及び一般管理費		80,429
営 業 利 益		24,158
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	5,469	
そ の 他	5,353	10,823
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,118	
為 替 差 損	1,233	
そ の 他	3,056	9,408
経 常 利 益		25,573
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	32	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,716	
訴 訟 関 連 費 用 引 当 金 戻 入 益	2,392	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	111	
そ の 他	63	4,315
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	171	
固 定 資 産 除 却 損	1,569	
減 損 損 失	6,706	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	17,233	
訴 訟 関 連 費 用 引 当 金 繰 入 額	1,234	
そ の 他	1,204	28,120
税 引 前 当 期 純 利 益		1,768
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,065	
法 人 税 等 調 整 額	7,182	11,248
当 期 純 損 失		9,479

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金					自己株式 利益剰余金計 合	
			利益準備金	その他利益剰余金					
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高	53,204	79,500	3,132	2,968	161,570	△10,354	157,317	△5	290,017
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の繰入	—	—	—	91	—	△91	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△1,076	—	1,076	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	△20,000	20,000	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△6,283	△6,283	—	△6,283
当期純損失	—	—	—	—	—	△9,479	△9,479	—	△9,479
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△984	△20,000	5,221	△15,762	△1	△15,764
平成20年3月31日残高	53,204	79,500	3,132	1,984	141,570	△5,132	141,554	△7	274,252

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
平成19年3月31日残高	9,071	△14	9,057	299,074
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の繰入	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△6,283
当期純損失	—	—	—	△9,479
自己株式の取得	—	—	—	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△5,745	237	△5,507	△5,507
事業年度中の変動額合計	△5,745	237	△5,507	△21,272
平成20年3月31日残高	3,326	222	3,549	277,801

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

…償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式

…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

…当期末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

…主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引

時価法

(3) たな卸資産

製品・仕掛品

…総平均法による低価法

原材料

…総平均法による低価法および総平均法による原価法

貯蔵品

…最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 5～11年

(会計方針の変更)

法人税法の改正にともない、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しておりません。

これにより、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ1,745百万円減少しております。

(追加情報)

法人税法の改正にともない、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した期の翌期より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ2,157百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 3～5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れにそなえ、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給にそなえ、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にそなえ、支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該発生見積額を計上しております。

(5) 訴訟関連費用引当金

訴訟関連費用の支出にそなえ、損害賠償金・訴訟費用等について、当期末において必要と認めた合理的な発生見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付にそなえ、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時より損益処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理することとしております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しております。

5. リース取引の処理方法

リース取引の処理方法は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部における繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引および通貨オプション取引

…入出金外貨額

金利スワップ取引

…借入金の変動金利

(3) ヘッジ方針

通貨関連については、ネットィング等の利用によりヘッジ対象外貨額を最小にした上で、主として外貨建売上に関わる為替の市場変動リスクを抑えるために、金利関連については、金利の市場変動リスクを抑えるために行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

8. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

重要な会計方針の変更

(表示方法の変更)

内国法人の発行する譲渡性預金については、前期において「現金及び預金」に含めて表示しておりましたが、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）の改正に伴い、当期より「有価証券」に含めて表示しております。当期の「有価証券」に含まれる内国法人の発行する譲渡性預金は127,072百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 570,170百万円
2. 保証債務

(1) 関係会社の銀行借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

エプソンイメージングデバイス㈱	14,327百万円
Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.	231百万円
Epson Europe B.V.	117百万円
その他(12社)	411百万円
合計	15,087百万円

(2) 正規従業員の住宅金融・住宅財形融資制度による銀行からの借入金に対して保証を行っております。

正規従業員 1,489百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 121,492百万円

長期金銭債権 6百万円

短期金銭債務 96,323百万円

長期金銭債務 1,239百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 669,481百万円

仕入高 320,616百万円

その他の営業取引 58,068百万円

営業取引以外の取引高 5,993百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の総数

自己株式 2,251株

税効果に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
株式評価減	24,643百万円
固定資産（減損および償却超過）	10,737百万円
賞与引当金	4,400百万円
たな卸資産評価減	3,808百万円
退職給付引当金	1,521百万円
訴訟関連費用引当金	1,320百万円
製品保証引当金	1,190百万円
一括償却資産	521百万円
その他	4,761百万円
繰延税金資産小計	52,906百万円
評価性引当額	△26,788百万円
繰延税金資産合計	26,117百万円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△1,347百万円
その他有価証券評価差額金	△1,105百万円
繰延ヘッジ損益	△151百万円
繰延税金負債合計	△2,603百万円
繰延税金資産の純額	23,514百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
構築物	1,782	315	1,466
機械及び装置	1,147	868	278
車両運搬具	39	22	16
工具、器具及び備品	765	402	362
ソフトウェア	70	46	23
合 計	3,804	1,656	2,147

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	505百万円
1 年 超	1,694百万円
合 計	2,199百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	828百万円
減価償却費相当額	730百万円
支払利息相当額	81百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
草間三郎 (学) エス イー学園理 事長	被所有 直接0.0%	当社取締役 会長	建物等の賃 貸(注1)	42	未収入金	6
			送出出向者 労務費の請 求(注2)	54		
草間三郎 (財) エプ ソン国際奨 学財団理事 長	被所有 直接0.0%	当社取締役 会長	運用財務基 盤補強目的 の寄付 (注3)	5	—	—
			送出出向者 労務費の請 求(注4)	4	未収入金	0

取引条件および取引条件の決定方針等

注1. 建物等の賃貸は、非営利および優秀な卒業生の雇用等に鑑み、両者協議の上決定しております。

注2. 送出出向者労務費の請求は、出向従業員の給与支給額および(学) エスイー学園の従業員の給与水準を勘案し、両者協議の上決定しております。

注3. 運用財務基盤補強目的の寄付は、財団からの要請を受け、母体企業としての必要性を勘案し、実施を決定しております。

注4. 送出出向者労務費の請求は、出向従業員の給与支給額および(財) エプソン国際奨学財団の従業員の給与水準を勘案し、両者協議の上決定しております。

注5. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）
（単位：百万円）

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
(株)サンリツ (注1)	被所有 直接0.0%	なし	不動産の賃借 (注2)	19	投資その他の資産その他	1

取引条件および取引条件の決定方針等

注1. 当社役員服部靖夫が9.5%を直接保有し、その近親者が71.3%を保有しております。

注2. 不動産の賃借は、近隣の相場をもとに交渉の上決定しております。

注3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 子会社

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
Epson Europe B. V.	所有直接100%	欧州地域統括会社 役員の兼任	情報関連機器の販売 (注1)	190,611	売掛金	10,420
Epson America, Inc.	所有間接100%	当社製品の販売 役員の兼任	情報関連機器の販売 (注1)	170,900	売掛金	22,007
エプソン販売(株)	所有直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	情報関連機器の販売 (注1)	155,933	売掛金	25,618
			余剰資金の預り(注2)	(注3)	預り金	15,124
Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	所有直接100%	当社製品の製造委託 役員の兼任	情報関連機器および精密機器の購入(注4)	120,812	未収入金	2,227
					買掛金	15,956
P. T. Indonesia Epson Industry	所有直接100%	当社製品の製造委託 役員の兼任	情報関連機器の購入(注5)	102,934	未収入金	2,061
					買掛金	14,531
エプソンイメージングデバイス(株)	所有直接100%	当社製品の販売	必要資金の貸付(注6)	(注7)	短期貸付金	18,990
			増資の引受(注8)	15,000	—	—
			債務保証の実施(注9)	14,327	—	—
エプソントヨコム(株)	所有直接67.0%	当社製品の販売	転換社債の転換(注10)	2,700	—	—
野洲セミコンダクター(株)	所有直接100%	清算手続中	余剰資金の預り(注2)	1,050	預り金	8,450

取引条件および取引条件の決定方針等

注1. 情報関連機器の販売価格は、市場価格から適切な販売会社のマージンを控除し、決定しております。

注2. 余剰資金の預りは、グループ内の資金貸借制度を制定し、制定したルールのもとで実施しております。

注3. 余剰資金の預りは、資金貸借制度のもとで日々資金移動を行っていることから、取引金額欄への記載は行っておりません。

注4. 情報関連機器および精密機器の購入価格は、製造原価に製造会社の適正な利益を上乗せし、決定しております。

注5. 情報関連機器の購入価格は、製造原価に製造会社の適正な利益を上乗せし、決定しております。

- 注6. 必要資金の貸付は、グループ内の資金貸借制度を制定し、制定したルールのもとで実施しております。
- 注7. 必要資金の貸付は、資金貸借制度のもとで日々資金移動を行っていることから、取引金額欄への記載は行っておりません。
- 注8. 増資の引受は、同社が行った増資を1株750,000円で全額引き受けたものがあります。
- 注9. 金融機関等からの要請にもとづき、エプソンイメージングデバイス㈱の債務に対し、必要と認められる保証を行っております。
- 注10. 転換社債の転換は、同社が発行し当社が引き受けていた第3回無担保転換社債型新株予約権付社債を1株425円で権利行使したものであります。
- 注11. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,414円74銭
- 1 株当たり当期純損失 48円27銭

その他の注記

減損損失

当期において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しておりません。

場所	用途	種類
北海道千歳市ほか	液晶パネル生産設備ほか	建物 構築物 機械及び装置 土地ほか

当社は、原則として、事業用資産については、資産に対応して継続的に収支の把握を実施している管理会計上の事業区分、売却予定資産および遊休資産については、個別物件ごとにグルーピングを行っております。その結果、市況の変化による製品価格の低下による収益性の著しい低下や将来における利用計画の見直しにともない使用価値が著しく低下した事業用資産および遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（6,706百万円）を特別損失に計上し、減損損失として表示しております。その主な内訳は、建物4,911百万円、構築物415百万円、機械及び装置800百万円、土地566百万円ほかであります。

なお、回収可能価額は、合理的な見積もりに基づき算定した正味売却価額により測定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年4月30日

セイコーエプソン株式会社

取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 渋 谷 道 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 村 清 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 元 清 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイコーエプソン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年 4月30日

セイコーエプソン株式会社

取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 渋 谷 道 夫 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 市 村 清 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 元 清 二 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証致しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月7日

セイコーエプソン株式会社 監査役会

常勤監査役 木 代 俊 彦 ㊟

常勤監査役 真 道 昌 良 ㊟

社外監査役 山 本 恵 朗 ㊟

社外監査役 秋 山 富 一 ㊟

社外監査役 石 川 達 紘 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、経営の効率性および収益性のさらなる改善によりキャッシュ・フローの向上に努め、安定した配当を継続することを基本としております。そのうえで、今後の事業戦略に応じた資金需要および業績や財務状況などを総合的に勘案し、中長期的に連結配当性向30%を継続的に実現することを目標として株主の皆様への利益還元を行う所存であります。

第66期の配当につきましては、事業構造改革の推進などにより、3期ぶりに連結当期純利益を計上したものの、財務体質のさらなる強化のために、前期に引き続き1株当たり年32円とさせていただきますと存じます。

なお、平成19年12月に1株につき16円を中間配当金としてお支払い済みであります。

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円 総額3,141,797,456円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 20,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 20,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	花岡清二 (昭和22年9月28日生)	昭和45年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成8年7月 Epson America, Inc. 副社長 平成11年6月 当社常務取締役 平成14年4月 当社専務取締役 平成15年4月 当社取締役副社長 平成17年4月 当社取締役社長 (現任)	26,500株
2	服部靖夫 (昭和15年4月30日生)	昭和60年9月 当社取締役 昭和62年9月 当社取締役相談役 平成6年6月 当社取締役副社長 平成7年6月 当社取締役副会長 (現任) 他の法人等の代表状況 青山企業株式会社 代表取締役 サン企画株式会社 代表取締役	7,247,206株
3	碓井稔 (昭和30年4月22日生)	昭和54年11月 信州精器株式会社 (現当社) 入社 平成14年6月 当社取締役 平成17年11月 当社生産技術開発本部長 (現任) 平成19年6月 当社研究開発本部長 (現任) 平成19年10月 当社常務取締役 (現任)	11,300株
4	両角正幸 (昭和22年8月28日生)	昭和43年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成16年11月 当社専務取締役 (現任)	21,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当 社の株式数
5	久保田 健二 (昭和28年12月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役 (現任) 平成18年4月 当社経営管理本部長 (現任)	12,600株
6	小 松 宏 (昭和29年4月1日生)	昭和51年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成16年11月 当社常務取締役 (現任)	8,700株
7	平 野 精一 (昭和29年12月11日生)	昭和52年4月 信州精器株式会社 (現当社) 入社 平成14年6月 当社取締役 平成18年6月 当社業務執行役員 平成19年6月 エプソン販売株式会社取締役社長 (現任) 平成19年10月 当社業務執行役員常務 (現任)	7,900株
8	小 口 徹 (昭和25年10月2日生)	昭和46年4月 当社入社 平成7年7月 当社TP設計部長 平成14年11月 Epson Europe B.V. 取締役 平成15年4月 エプソン販売株式会社常務取締役 平成16年4月 同社専務取締役 平成18年4月 当社情報機器事業本部長 (現任) 平成18年6月 当社業務執行役員 平成19年10月 当社業務執行役員常務 (現任)	8,000株
9	酒 井 明彦 (昭和29年1月1日生)	昭和59年11月 エプソン株式会社 (現当社) 入社 平成6年10月 Epson America, Inc. 副社長 平成12年7月 当社経営管理部長 平成18年4月 当社経営戦略室長 (現任) 平成18年6月 当社業務執行役員 (現任)	1,600株

注. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役木代俊彦氏、山本恵朗氏、秋山富一氏および石川達紘氏の4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	内田健治 (昭和24年1月26日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成18年4月 当社機器ソフトウェア統括センター長(現任) 平成18年6月 当社業務執行役員(現任)	9,000株
2	山本恵朗 (昭和11年3月8日生)	昭和62年6月 株式会社富士銀行取締役 平成元年5月 同行常務取締役 平成3年6月 同行取締役副頭取 平成8年6月 同行取締役頭取 平成12年9月 同行取締役頭取兼株式会社みずほホールディングス取締役会長 平成14年6月 当社監査役(現任)	2,700株
3	石川達紘 (昭和14年4月4日生)	昭和40年4月 検事任官(東京地検検事) 昭和61年9月 法務省刑事局刑事課長 平成元年9月 東京地検特捜部長 平成5年4月 東京地検次席検事 平成8年6月 最高検公判部長 平成9年2月 東京地検検事正 平成12年11月 名古屋高検検事長 平成13年11月 退官 平成13年12月 弁護士登録、現在に至る 平成16年6月 当社監査役(現任)	3,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
4	宮原賢次 (昭和10年11月5日生)	昭和61年6月 住友商事株式会社取締役 平成2年6月 同社常務取締役 平成5年6月 同社専務取締役 平成7年6月 同社取締役副社長 平成8年6月 同社取締役社長 平成13年6月 同社取締役会長 平成19年6月 同社相談役(現任) 他の法人等の代表状況 住友成泉株式会社 代表取締役	0株

注1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 山本恵朗氏、石川達紘氏および宮原賢次氏は社外監査役候補者であります。

注3. 社外監査役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

- ① 山本恵朗氏につきましては、銀行の頭取経験者としての幅広い見識と豊富な経験を有していることから、候補者として適任であると考えております。
- ② 石川達紘氏につきましては、法曹界において重職を歴任され法務全般への高い見識を有しており、また当社をはじめ複数の会社における社外役員としての豊富な経験を有していることから、候補者として適任であると考えております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。
- ③ 宮原賢次氏につきましては、総合商社の経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有していることから、候補者として適任であると考えております。

(2) 過去5年間における他の会社の役員在任中に当該会社で発生した法令・定款違反または不正な業務執行の事実について

- ① 山本恵朗氏が社外取締役を兼任する大成建設株式会社において、その在任中、平成18年に新潟市発注工事、平成19年に防衛施設庁発注工事(一部中国地方については、先行して平成18年に営業停止)、平成20年に名古屋市発注の地下鉄工事を巡る各独占禁止法違反事件に関し、国土交通省より、それぞれ営業停止処分を受ける事実がありました。

同氏は、事件発生まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。また、発生後においては、再発防止の必要性和会社姿勢の外部への開示等について意見表明を行いました。

② 石川達紘氏が社外取締役を兼任する日本興亜損害保険株式会社において、その在任中、金融庁より、平成17年に一部の顧客に対する費用保険金等の付随的な保険金の支払漏れに関し業務改善命令を受け、また平成19年に第三分野商品における保険金の不適切な不払に関し業務の一部停止命令および業務改善命令を受ける事実がありました。

同氏は、事件発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。取締役会における審議・報告に際して、上記事実の再発防止策に関する意見やリスク管理、コンプライアンス等多岐にわたる事項における指摘・発言を行い、上記事実の実態解明・再発防止をはじめとする同社の業務執行の適正化に寄与しております。

(3) 社外監査役候補者が監査役に就任してからの年数について

① 山本恵朗氏は、本総会終結の時をもって6年となります。

② 石川達紘氏は、本総会終結の時をもって4年となります。

(4) 社外監査役候補者との責任限定契約について

各社外監査役候補者が選任された場合、当社は各候補者との間で、当社定款第33条第2項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする契約を締結する予定であります。

第4号議案 第66期役員賞与支給の件

役員賞与につきましては、月額報酬額に当期の業績を勘案した支給月数を乗じて算出しております。

当期の役員賞与につきましては、期末時の取締役9名に対し総額125,130,000円、期末時の監査役5名に対し総額29,640,000円（うち社外監査役分14,760,000円）を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する支給金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入の件

当社は、平成20年4月30日の取締役会において、下記2.に記載される内容による、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を、本総会において株主の皆様からご承認を受けることを条件として導入することを決議いたしました。つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 本プランの目的

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。その内容については、前記添付書類25頁から26頁をご参照ください。）に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組として、本総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランを導入することが必要であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

① 手続きの設定

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております（詳細については下記（2）「本プランに係る手続き」をご参照ください。）。

② 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当

社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記（４）「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得にともなって買付者等以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

③ 特別委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会（その詳細については下記（５）「特別委員会の設置」をご参照ください。）の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して特別委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会はかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続きの過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

（２）本プランに係る手続き

① 対象となる買付等

本プランは、以下ア．またはイ．に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、あらかじめ本プランに定められる手続きに従っていただくこととします。

ア．当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

イ．当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下総称して「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ア. 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- イ. 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ウ. 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- エ. 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- オ. 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- カ. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- キ. 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合、それを回避するための具体的方策
- ク. その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④ア. に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

ア. 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書および特別委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

イ. 特別委員会による検討作業

買付者等および（当社取締役会に対して上記ア. のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含まれます。）の提供が十分になされたと特別委員会が認めた場合、特別委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記④ウ. に記載する場合等には、特別委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「特別委員会検討期間」といいます。）を設定します。特別委員会は、特別委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、特別委員会が、直接または当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

ウ. 株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実および本必要情報の概要その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行います。

④ 特別委員会における判断

特別委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記ア. ないしウ. に従った勧告等を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告または決議の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項（特別委員会検討期間を延長する場合には、その期間および延長の理由の概要を含みます。）について速やかに情報開示を行います。

ア. 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、特別委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下（i）または（ii）の事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」⑥において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、または（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- （i）当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- （ii）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、特別委員会は、本新株予約権の無償割当てを相当と判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当てに関する議案の付議を勧告するものとします。

イ. 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

ウ. 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（ただし、30日間を超えないものとします。）、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

⑤ 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会から新株予約権無償割当ての実施について株主の意思を確認するための株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。株主総会において新株予約権無償割当ての実施について決議がなされた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとします。買付者等は、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続き」⑤に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続き」④のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとなります。

- ① 上記(2)「本プランに係る手続き」②に定める情報提供および特別委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続きを遵守しない買付等である場合
- ② 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ア. 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ウ. 当社資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - エ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - オ. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為

- ③ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ④ 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ⑤ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合
- ⑥ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、または当社の技術開発力、社会的信用もしくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

（４）本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

① 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記⑨ア.の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（以下（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記⑩イ.に記載のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

ア. 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

イ. 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

ウ. 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得事由を含め、本新株予約権の取得に関する事項を定める場合があります。

⑩ 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成20年4月30日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(5) 特別委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置します（特別委員会の委員の氏名は別紙をご参照ください。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記（2）「本プランに係る手続き」に記載したとおり、こうした特別委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終了後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、（Ⅰ）当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または（Ⅱ）当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、および（修正または変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(ご参考)

本プランの内容は上記2.に記載のとおりですが、(I)本プランの導入時および本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響、ならびに(II)本プランに関する当社取締役会の判断およびその理由はそれぞれ次のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

(I) 本プランの導入時および本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

イ. 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

ロ. 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きをとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2. (2)「本プランに係る手続き」④ア.に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(II) 本プランに関する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。その詳細につきましては、前記添付書類27頁をご参照ください。

以上

特別委員会の委員の氏名および略歴

本プラン導入当初の特別委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

【氏名】 山本 恵朗（やまもと よしろう）

【略歴】

平成8年6月 株式会社富士銀行取締役頭取

平成12年9月 同行取締役頭取兼株式会社みずほホールディングス取締役会長

平成14年6月 当社監査役（現任）

※同氏は、第3号議案をご承認いただいた場合に、社外監査役に就任いたします。

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】 石川 達紘（いしかわ たつひろ）

【略歴】

平成9年2月 東京地検検事正

平成12年11月 名古屋高検検事長

平成13年12月 弁護士登録、現在に至る

平成16年6月 当社監査役（現任）

※同氏は、第3号議案をご承認いただいた場合に、社外監査役に就任いたします。

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】 宮原 賢次（みやはら けんじ）

【略歴】

平成8年6月 住友商事株式会社取締役社長

平成13年6月 同社取締役会長

平成19年6月 同社相談役（現任）

※同氏は、第3号議案をご承認いただいた場合に、社外監査役に就任いたします。

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】秋山 富一（あきやま とみいち）

【略歴】

平成2年6月 住友商事株式会社取締役社長

平成8年6月 同社取締役会長

平成16年6月 当社監査役（～平成20年6月）

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】伊丹 敬之（いたみ ひろゆき）

【略歴】

昭和42年 一橋大学商学部卒業

昭和46年 カーネギーメロン大学経営大学院博士課程修了

昭和59年 一橋大学商学部教授（～平成20年）

平成6年 同大学商学部長（～平成8年）

平成20年 東京理科大学総合科学技術経営研究科教授、現在に至る

※同氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

注：平成20年4月30日の取締役会において決定した本プランの内容の詳細については、当社ホームページ（<http://www.epson.jp/IR/>）でご覧いただけます。

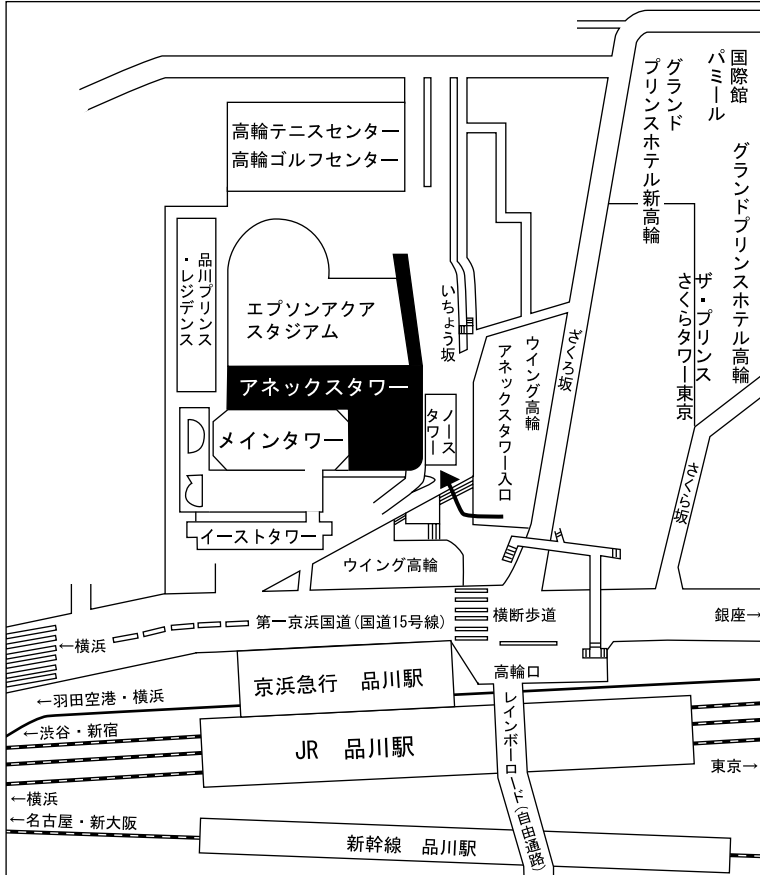
以 上

メ モ

株主総会会場ご案内図

東京都港区高輪四丁目10番30号

品川プリンスホテル アネックスタワー5階 プリンスホール



最寄駅 JR線・京浜急行線品川駅（高輪口）より徒歩約2分

より詳細な交通のご案内は品川プリンスホテルホームページ掲載の“交通・地図”のページをご覧ください。

<http://www.princehotels.co.jp/shinagawa/kotu/index.html>